

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 25日

栃木県知事  
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県佐野市栄町12-1

氏 名 藤倉化成株式会社 佐野事業所

取締役 佐野事業所長 高野 雅広

電話番号 0283-23-1881

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤倉化成株式会社 佐野事業所
事業場の所在地	栃木県佐野市栄町12-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業 塗料製造業 [ 1644 ]
②事業の規模	製造品出荷額 154億円/年
③従業員数	174人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量		t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

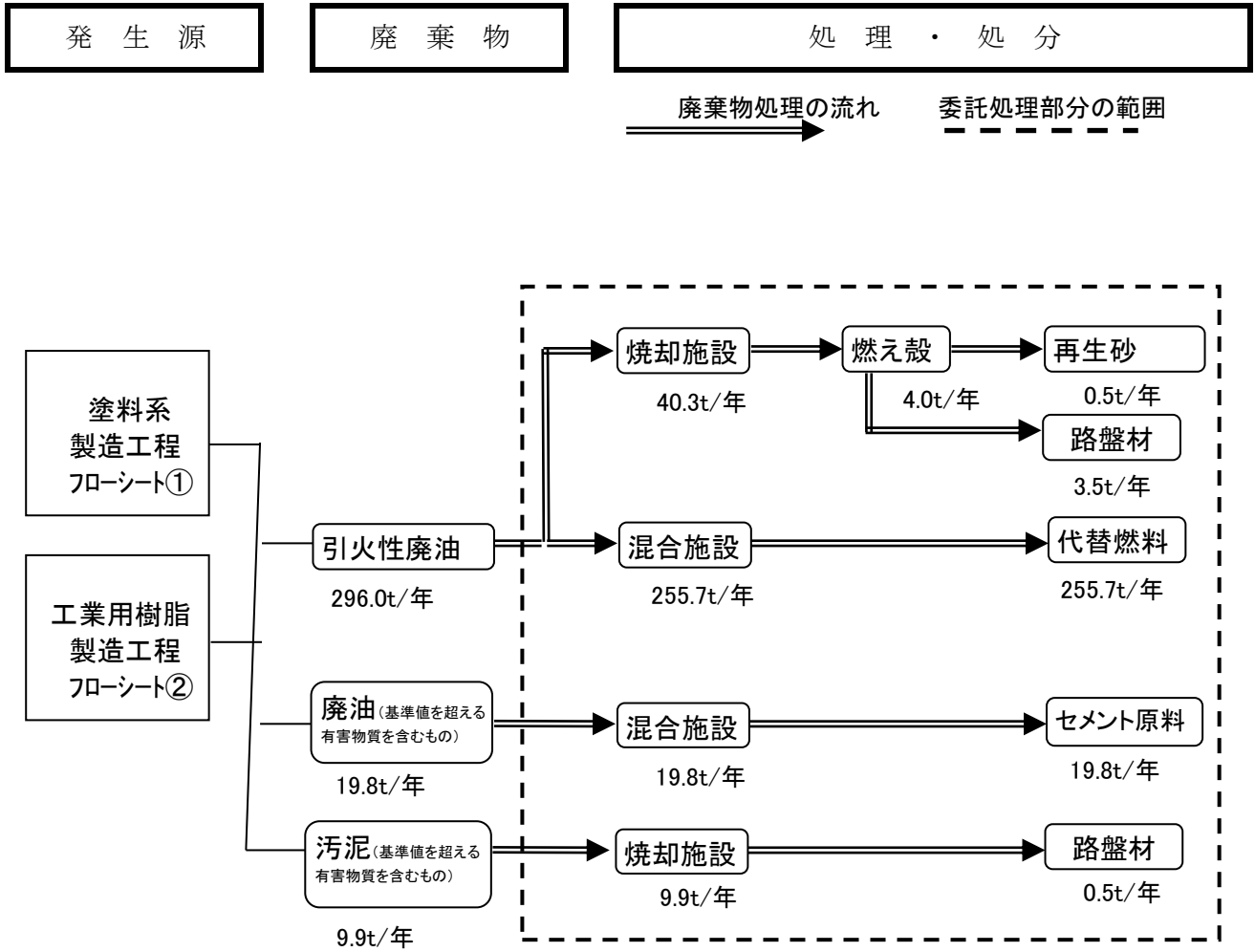
(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	325.7 t
	(今後実施する予定の取組等) 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター に加入して電子マニフェストを導入しています。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



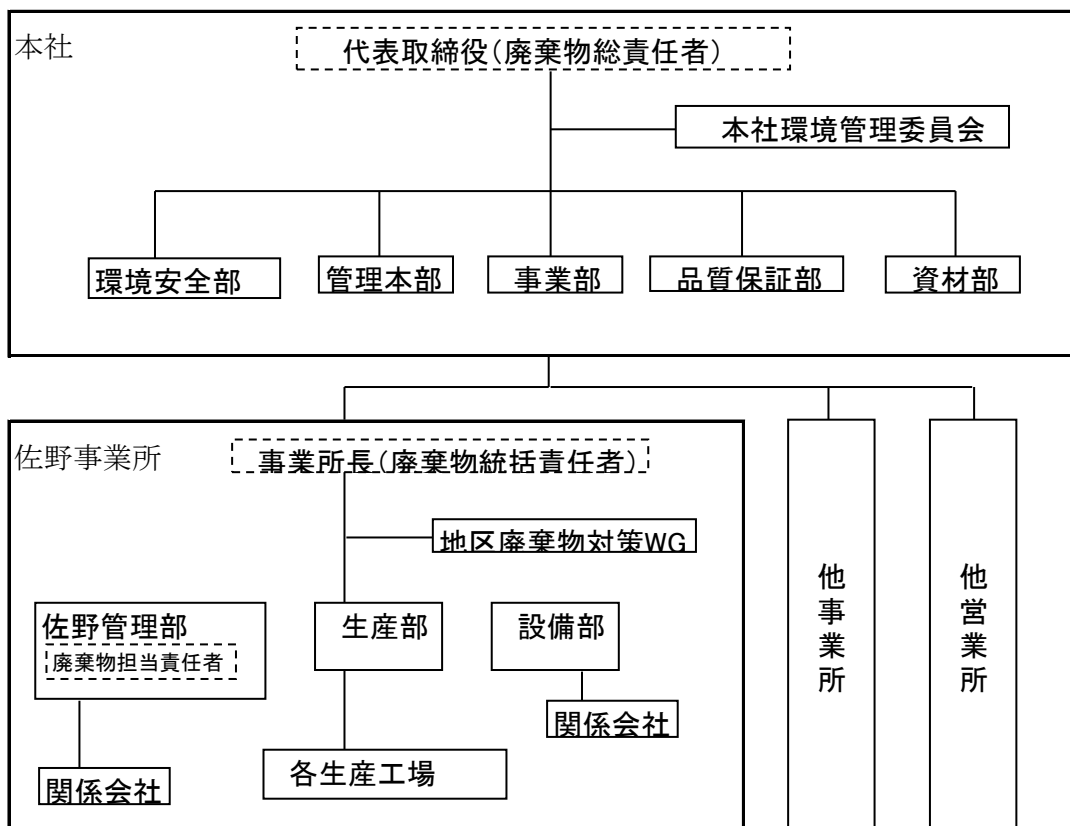
廃棄物処理フロー図（現状）

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### (1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属：佐野事業所	職・氏名：事業所長
廃棄物担当責任者	所 属：佐野管理部	職・氏名：部長
役 割	地区廃棄物対策WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・減量方法を検討する。また計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> <li>○社員・関係会社に対する教育・研修の実施 ・委員長－事業所長　・委員－関連部署部課長・課員 ・事務局－環境安全部</li> </ul>
	廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理方針の策定</li> <li>○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
	廃棄物担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理計画の作成</li> <li>○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○処理業者の調査・選定</li> <li>○廃棄物業者の管理及び視察</li> <li>○委託契約の締結及び許可証の管理</li> <li>○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>○廃棄物引取り日程の調整及び依頼</li> <li>○監督官庁への各種報告</li> <li>○その他廃棄物に係る事項全般</li> </ul>

### 廃棄物管理組織





## 別紙3

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	排出量	296.0t	19.8t	9.9t
	(これまでに実施した取組)  洗淨用シンナーの再利用による排出量の削減 不良品低減への取組による排出量の削減			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	排出量	100.0t	15.0t	5.0t
	(今後実施する予定の取組)  引火性廃油の有価物化による排出量の削減 洗淨用シンナーの再利用による排出量の削減 不良品低減への取組による排出量の削減			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油を粘性の高いものはオープンドラム・低いものはクローズドラムにて保管 また、濾過筒・ウエスをそれぞれ別途に保管			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  現状を維持し確実な分別を継続する 有価物化する為に廃液を主成分により分別する			

## 別紙4

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)				

## 別紙5

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>	汚泥 <small>(基準値を超える有害物質を含むもの)</small>
	全処理委託量	296.0t	19.8t	9.9t
	優良認定処理業者への処理委託量	289.9t	19.8t	9.9t
	再生利用業者への処理委託量	285.5t	19.8t	9.9t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.3t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6.2t	0t	0t
(これまでに実施した取組)				
粘性の低い引火性廃油は、混合し燃料とする処理業者へ委託 粘性の高い引火性廃油は、焼却(熱回収)後 路盤材、再生砂として利用する処理業者へ委託 廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)は、混練処理しセメント原料としてセメント会社へ 汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)は、焼却後路盤材として処理業者へ				

## 別紙6

		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)
①現状	全処理委託量		100.0t	15.0t	5.0t
	優良認定処理業者への処理委託量		98.0t	15.0t	5.0t
	再生利用業者への処理委託量		96.5t	15.0t	5.0t
	認定熱回収業者への処理委託量		1.4t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		2.1t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)				
現状のリサイクル取引の維持に努める 優良認定処理業者への処理委託量を増やす					